

## 回 答

## ★印が懇談の重点項目

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

## ★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料は介護保険法において、国、県、市などの負担割合が決まっており、介護保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れについては、制度の趣旨からも認められないため考えていません。なお、第6期の介護保険料は、基金を取り崩すことにより保険料の上昇を抑えております。また、低所得者への負担を軽減するため、保険料段階を国基準より多く設定したり、今年度から新たに公費を投入したりし応能負担を図っております。
- ②保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。また、利用料についても、高額介護サービス費等の制度により実施しているため、独自の減免制度については考えていません。
- ③補足給付については、本来の給付とは異なり福祉的な性格や経過的な性格を持っており、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図る必要があること、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正するものであります。

## (2)基盤整備について

- ★①大規模な特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。小規模多機能型居宅介護事業所については、平成26年4月に1カ所が開所され、第6期計画中に増設する計画をしており、それにより、需要と供給のバランスはある程度図られると考えています。
- ②高齢化の進展に伴い、包括支援センターの機能強化が必要になってきています。常滑市でも専門的に地域と密着し、地域包括ケアシステムの構築強化を図るため、地域包括支援センターの運営方針、増設を検討しております。
- ③国のサービス基準額に準じて設定を検討していきます。
- ④介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、事業者における人材確保が非常に難しくなっています。そのため、介護報酬改定が行われ介護労働者の報酬・処遇の改善が図られており、独自の支援は現在のところ考えていません。

## (3)総合事業について

- ★ア. 介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用している要支援者については、今後、実態等を十分把握し、既存のサービスに加え、NPO、民間団体、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用し、高齢者の方を支援します。

## 回 答

★イ. 国のガイドラインに沿って対応していきます。

ウ. サービスについては、利用者の希望や状態等を把握し、担当の介護支援専門員の支援計画等総合的に勘案し公正に対応いたします。

エ. 介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、適切に保険料を利用し、無駄なく有効に活用できる支援を推進します。

### ②介護保険利用の際の手続き

★ア. 相談があった場合は、受付時に相談の目的や希望するサービスを聴き取るなど、一律に基本チェックリストで振り分けるのではなく、相談者の意向を確認しながら適切な振り分けができるように努めます。

イ. ケアマネジメントについては、現行同様、居宅介護支援事業への委託は可能と考えており、委託料については、近隣市町の状況等を勘案して、今後検討していきます。

### ③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア・イ. 平成29年4月の事業開始に向けて、実施するサービス内容、サービス形態等について、利用者と直に接するケアマネジャーや介護事業所などからの意見を集約するとともに、サービス提供者となるNPOやボランティア、地域団体などがどのようなサービスができ、どのようなノウハウがあるのかなどを聴き取りながら、事業実施に向けた十分な調整を行い、新総合事業への移行が円滑にできるように努めます。

## (4)高齢者福祉施策等の充実について

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの状況確認については民生児童委員を通じて行っています。また、介護認定を受けていない単身、高齢夫婦世帯などに対しては軽度な日常生活上の援助を行う軽度生活援助サービスがあり、この対象者には買い物や掃除等の生活支援を行っています。

イ. 車椅子、担架等利用する方で要介護3以上及び身障者手帳3級以上の市民税非課税世帯の方には市内の送迎について無料の送迎をおこなっています。

公共交通あり方検討会議及び北部バスに関する住民懇談会でいただいたご意見をもとに、平成27年5月より市北部バスの運行内容を改善いたしました。また、知多乗合株式会社と協議を重ね、常滑駅と市民病院間を中心とする路線バスの運行を確保いたしました。今後も、北部バスの改善と知多バスの路線維持に努めてまいります。

ウ. 地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っている。助成額の増加は現在のところ考えていません。

エ. 現在のところ考えていません。

②月～金(祝日年末年始除く)の夕食で実施し、土日が必要な場合は民間業者へ依頼できるよう紹介している。「閉じこもり予防」については、社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者の昼食会を実施

## 回 答

しています。その他、地域のサロンで高齢者に昼食を出している地区もあります。

③住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ考えていません。

### ★(5)障害者控除の認定について

①障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。

②上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に交付しています。障がい者控除の周知には、努めていきます。

## 2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請については厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていることから、その実態やニーズ等を伺い、制度の趣旨を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しています。

②生活保護基準の見直しは年齢、世帯人員、地域差による影響の調整および平成20年以降の物価動向を勘案し決定されており、受給者の生存権を脅かすものではないと考えております。

③生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響については、国は、できる限りその影響が及ばないよう取扱いの変更、経過措置の設定により対応することとしております。当市において平成27年度の影響は無いと把握しております。

★④国の基準ではケースワーカー1人につき保護受給世帯が80世帯までとされていますが、当市において、平成27年4月1日現在、60世帯となっており、十分なケースワークが出来ていると考えています。

⑤当市において、警察官OBの採用はしておりません。また、採用予定もございません。

⑥自立相談支援事業は直営で実施しており、適切に関係機関へつないでいます。

★⑦当市において引き下げの影響があるのは2人世帯の方のみであり、その中でも影響が出る方は数世帯のため、該当世帯には直接口頭にて周知しました。

★⑧

## 回 答

ア. 該当世帯には口頭にて周知する予定です。

イ. 当市において冬季加算は全ての世帯が引き上げになります。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①当市では、公平・公正な課税、徴税を目標に掲げ市政を運営しています。滞納整理機構の業務については、愛知県と知多地区5市5町との協働により実施していますが、当市の責任業務ととらえております。なお、毎年度大きな効果をあげているため、滞納整理機構が存続する間は参加する考えです。

★②国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、納税しやすい環境を作るとともに、納税誠意の見られない滞納者に対しては厳正に対応いたしております。

### 4. 国保の改善について

★①平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、保険料の伸びを抑えるべく財政支援をすることを決定しています。国保財政の安定化、健全運営に向けて、引き続き保険税収の確保・健康づくり事業の推進及び適正な保険給付を行ってまいります。

★②保険料(税)について

ア. 一般会計からの繰り入れは、今後も法定の範囲内のみで行い、法定外の繰り入れは行いません。

イ. 持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、子ども医療制度で負担軽減を実施しています。

ウ. 国の制度改正に沿って所得に応じた課税を実施しています。また、世帯の所得により該当世帯には、均等割・平等割について軽減をしていますので、生活保護基準引き下げによる減免要件の変更は考えていません。

エ. 減免要件は、他の減免との整合性を踏まえ定めています。所得減少による減免要件の変更は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の交付は行っていません。

## 回 答

イ. 行っていません。

ウ. 分納誓約を約束通り遵守・履行している場合は、普通証を交付しています。

エ. 支払が困難な方には、納税相談を実施し、生活実態の把握に努め、分納等の完納に至る納付相談に応じています。また生活困窮等による執行停止等の措置も講じており、無理な徴収はしていません。

また、年金情報等の調査を行い、無保険者の把握に努めています。

④基準額の変更予定はありません。また、制度の周知については国保税納税通知書に同封、市の広報・ホームページへ掲載をしています。新規加入者に対しては手続き時に案内チラシを、また医療機関にもチラシを配布するなど、広報に努めています。

### 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度は愛知県の制度に準じて実施していますが、常滑市単独事業としても、子ども医療費助成を拡大しています。今後も現在の制度を継続して実施します。

★②子ども医療費助成については、県補助制度より拡充し実施しています。医療費については自治体ごとの制度ではなく、本来国の責任で全国どこに住んでも全国一律の医療保険制度となるように、国に対して要望していきます。

③現在、予定はありません。

④現物給付の医療費助成に対し、国の国保への公費負担の削減措置（波及増カット）に対しては、全国知事会から廃止の要請を行っています。国保会計へは法定繰入を実施し法定外繰入は考えていません。

### 6. 子育て支援などについて

★①ひとり親世帯に対する生活支援としては、福祉課が、生活保護受給世帯やひとり親家庭の児童を対象に学習支援事業を実施しております。学習支援及び教育相談を行うことで学習習慣を確立し進学率の向上を図ることを目的としております。

★②知多5市5町の動向を見ても低い基準ではないため、現在の生活保護基準の1.3倍の見直しを検討しておりません。申請については、市と学校が連携し、周知徹底しております。支給内容については知多5市5町の動向を見ながら検討していきます。

★③小中学校の給食費について、無償化は考えておりません。

★④設置者や事業者は、「常滑市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を遵守し事業運営をするため、施設形態の違いにより受ける保育に格差が生じることはないと考えております。

## 回 答

⑤各校では、学校いじめ防止基本方針を策定し、全職員の共通理解のもとでいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めています。市としても、常滑市いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、児童相談センターや法務局、警察等の関係機関と連携を図りながらいじめの防止対策を進めています。児童虐待についても、こども課や児童相談センター、民生児童委員等と連携し、早期発見と家庭支援に努めています。様々な事案に対応できるよう、市のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーをそれぞれ1名ずつ配置し、児童生徒や保護者と面談をしたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして支援にあたっています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯への家賃補助等の支援の予定はありません。

⑦初回（母子手帳発行前の健診）につきましては、現在実施予定はありませんが、産後1回につきましては平成20年度より助成（無料）しております。

### 7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者福祉サービスについては、利用者の意向を聞き取り住み慣れた地域の中で安心して生活できるようにするための支援に努めてまいります。

②移動支援は、余暇活動等社会参加のための事業であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は原則対象とはしておりません。

③障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないように講じられております。

④60歳から64歳で心臓若しくは呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能にしんつい障害者手帳1級若しくは同程度と医師が認める方には1人1回1,000円の自己負担額で接種できるよう助成しております。

#### ★⑤

ア. 制度説明については65歳到達前に文章で送付しています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない利用者に対して、一方的に障害福祉サービスの打ち切りは行っておりません。介護保険サービスの支給が決定されてから移行しています。介護保険サービスは、障害福祉サービスに優先して利用していただくこととなりますが、介護保険サービスの不足分に対しては障害福祉サービスを利用することができるため、家族の実情等を踏まえ適切に支給決定しております。

⑥通院時の院内介助については、サービスの支給決定を行っております。入院中のヘルパー派遣については、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきと考えており、支給決定はしておりません。

★⑦相談支援事業については、市社会福祉協議会に委託実施しております。今後も基本相談や計画相

## 回 答

談を通じ必要な情報提供や助言等を行い、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるようになるための支援に努めます。

### 8. 予防接種について

①国庫補助制度ができた段階で検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成は、平成 25 年度 10 月から実施しておりますが、助成の増額は考えておりません。

③風疹ワクチン接種の助成額は平成 26 年度増額（5,000 円→8,200 円）しておりますが、一部負担金（3,000 円）は今後もお願いしていきます。

**【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

1. 2. 3. 陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。